

最高裁秘書第4548号

令和元年9月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第808号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

田中二郎裁判官の履歴書（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

同四三、東京帝國大學法學部政治学科卒業
同四五、任東京帝國大學助手。

同五六、任東京帝國大學助教授

同一二、英三一

同二三、英三一

同三四、英三一

同二六、三二八、任東京帝國大學哲學

法學部助教ヲ命ス
東京帝國大學

行政法第二講題担任ヲ命ス

行政安全部講題担任ヲ命ス

二講題担任ヲ命ス

行政法第一講題担任ヲ命ス

二講題担任ヲ命ス

法学部動議ヲ命ス

行政法第一講座担任ヲ命ヌ

文部省

同一九六一〇海軍経理学校行政法教授ヲ嘱託ス

海軍省

同二十一一一四一昭和二十七一年勅令第一九三号ニ依リ文部省(一級)ニ任セラレ東京帝國大學教授ニ補セラル

同二一〇大臣官房事務ヲ嘱託ス

文部省

同二三三、二九最高裁判所民事規則制定諮詢委員会委員を嘱託する

最高裁判所

同二五七、一司法試験管理委員会司法試験考查委員を命ずる
同二七一司法試験管理委員会司法試験考查委員を免する
同二八一法制審議会民事訴訟法部会委員を命ずる

法務省

八、一ハナ制議事會行政平成法部会委員を兼任する

法務省

二〇、一六、法制審議会民事訴訟法部会委員を兼任する

法務省

二八、三、一二ノヨノス時、スイス日、アメリカ合衆國及びイギリス國へ出張の詔書

法務省

四、一北海道大学講師（経済学部）に併任する（暫定）

文部省

任期は昭和二十九年三月三十日とす。

セーロ波トイソニヘ追加出張を命ずる

文部省

四、一東京大学助教授（法学部）に配置換する

文部省

四三、一北海道大学教諭（経済学部）の併任を解除する

文部省

四三、二海外出張より帰朝

文部省

四三、三、一北海道大学教諭（法学部）の併任は終了した

文部省

同、一一、一東京大学評議員に併任する

文部省

任期は昭和三十一年十一月十日までとする

同、四、一北海道大学教授（法学部）の併任は終了した
北海道大学教授（法学部）に併任する

同

任期は昭和三十一年三月三十一日までとする

同、五、二〇、法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省

同三、一、四、一北海道大学教授（法学部）に併任する

任期は昭和三十一年三月三十一日までとする

文部省

同三二 四、一 北海道大学教授（法学部）に併任する

任期は昭和三十三年三月三十一日までとする

文部省

同 五、二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省

同三三 四、一 北海道大学教授（法学部）に併任する

任期は昭和三十四年三月三十日までとする

文部省

同 二、二四 金融制度調査会臨時委員に併任する

中央銀行制度に関する調査審議にあたるものとする

大蔵省

同 五、二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

ハ 一 地方制度調査会委員に任命する

内閣

同三四 四、一 東京大学法学部長に併任する

任期は昭和二十六年三月三十一日までとする

文部省

同 五、一八 税制調査会委員に任命する

内閣

同三五二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省
内閣

同三六一 自治庁参与に任命する

同一〇一四 外務省参与を命ずる（査察使として北欧及び東欧への出張期間中）
外務省
ソヴィエト、ボーランド、スウェーデン、チエコスロvakia、ユーゴース
ラヴィア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、オーストリアの各国へ
出張を命ずる

東京大学

同三五一 金融制度調査会臨時委員の併任を解除する

大蔵省

同一〇一一 出発

田中二郎

四二	二二六	司法修習生考試委員會委員を委嘱する	東京大學	四
五	一六	東京大學名譽教授の称号と授予する	東京大學	四
四	一九	司法修習生考試委員會委員の委嘱と解く	最高裁判所	四
四三	九	最高裁判所民事規則制定諮詢委員會委員に任命する	最高裁判所	四
四五	一二二	最高裁判所判例委員會委員を免ずる に任命する	最高裁判所	四
四五	九	最高裁判所民事規則制定諮詢委員會委員を免ずる	最高裁判所	四
三二四	一二	最高裁判所圖書館委員会委員を命ぜる	東京大學	四
一	一	アーティ市における開催される第三回世界裁判官會議	東京大學	四
一	一	出席なしに欧洲各国における司法制度視察の	東京大學	四

最
新
竹
考

三九一六最高裁判所判事に任命する
九二司法修習生為試審員会委員之委嘱于之
九九最高裁判所民事規則制定諮詢委員會委員之任命する
九四最高裁判所民事規則制定諮詢委員會委員之任命する

		ため三ヶ月間の予定で歐州各國へ出張せ命する		
		(昭和四六年六月二一日 出發)		
		昭和四六年七月三一日 帰国		
昭和四七年九月	最高裁判所民事規則制定諮詢委員会本 員に任命する			最高裁判所
四八	一一二 最高裁判所圖書館委員会委員を命ずる			
三三一	願に依り本官を免ずる	内閣		
四一	一一一 最高裁判所民事規則制定諮詢委員会委員を命ずる 最高裁判所圖書館委員会委員を免ずる			